

南部地域整備基本計画の策定に先立つ説明会：議事録（要旨）⑧

日 時：平成20年8月21日（木）午後7時～午後9時20分

会 場：矢川集会所1階集会室

参加者数：14名

主な意見

【基本計画について】

- ・10年で成果をあげるのは難しいと思う。都市計画道路を中心としたまちづくりをしようとしていると理解したが、用地買収等もあるので、事前に説明し慎重に実施してほしい。

市：事業の実施については、説明責任があるため説明会を実施し、しっかり説明して慎重に進める。

- ・都市計画道路3・3・15号線の計画線内に住んでいるが、地権者の意見はどう把握するのか？11月に予定しているアンケートの内容は？計画線内の該当者には個別にアンケートを実施するのか？

市：アンケート調査は無作為で抽出した市民（2,000通）と、農業地権者へお願いする予定である。

- ・影響のある地権者に意見も聞かず市内の2,000人に意見を聞いた結果、都市計画道路の整備を実施しようということになると困る。

市：この市民アンケートの内容は南部地域の魅力、残したい魅力、課題、まちづくりへの提案などを考えており、東京都事業になる都市計画道路3・3・15号線の実施の可否を問う内容ではない。

- ・地域の市民が考えていることを言う機会はどこのタイミングなのか？

市：市民検討会は自治会に協力をお願いすることを考えている。アンケートや市民討議会は市全体を対象と考えている。意見や要望を何時から受け付けるということではないので、何かあれば随時提出していただいて結構である。

- ・市民検討会のメンバーはどのような構成か？

市：南部地域の自治会から選出された方などを中心に考えている。

- ・市の基本的な考え方が出なければ市民として検討できない。検討の際は全体のまちづくりとして考えなければいけないと思う。

市：これから庁内検討会で考え方を整理し、市民検討会との連携を図りながら検討していく。

- ・市民討議会の構成メンバーは？

市：無作為抽出した市民に参加いただくことを考えている。

- ・ここに住む人々が不安を抱えているので、無作為抽出はおかしい。南部地域を80%、その他の地域を20%の割合で抽出するなどの構成にしてほしい。

- ・市民参加は、形式的に実施したということにしないようにしてほしい。

- ・庁内検討会の組織に市長を入れてほしい、市長がトップなら市民の代表なので意見も

いい易く、役人だけで決められるのはどうかと思う。

・何故この時期に見直しをするのか？東京都の指示によるものか？

市：約25年が経ち、平成18年に第4期基本構想第1期基本計画が策定されたことに伴い見直しを図ることとした。

・見直すということは残そうということにつながり、計画の見直しを進めていくには地元の見解を聞いてほしいと思う。道路は不要と思う。不要な道路を無条件で造っている感じがする。

【道路整備について】

・都市計画道路3・3・15号線の甲州街道以北への延長は、南武線や矢川北団地等があり難しいと思う。都市計画道路の建設を推進する前提のようだが、反対の看板も掲げられている現状で、将来この道路は必要なのか？道路用地として柵で確保しているところに緑を植えた方がよいのではないか。東京都はどう考えているのか？グランソシエの道路と公園の関係も見直した方がよいと思う。国立市には道路が多すぎる。必要のない道路が沢山あるように思う。

市：平成18年に都市計画道路の整備方針が出され、都市計画道路3・3・15号線は、10年以内に着手すべき道路という位置づけがされ、優先順位が付けられている。

・都市計画道路は実施することを前提で考えているようであるが、見直す考えはないのか？人口が減少する中でこれ以上道路を造っていくことと、都市計画の決定があるからという理由で道路を整備していくという姿勢には疑問を感じる。土地区画整理事業は、自然を売って宅地になってしまう。自然を残していくことが最も重要だと思う。国立市にはまだ自然が残っているということだから、これからも残して欲しい。道路を造る時に木を植えるなどして、自然を残しながらまちづくりをしていくことが重要と思う。

市：土地区画整理事業は公共施設整備と宅地としての利用増進を目的としており、生産緑地の指定された農地は生産緑地として当面残っていくこととなる。土地区画整理事業後の土地の利用は地権者の判断になる。都市計画道路については、平成18年に今後10年以内に着手すべき路線として優先順位が示された。また、都市計画マスタープランにおいても検討を要する路線と位置付けている路線があること、さらには整備の幅員を16mに関わらず、当面の対応として8mや6mという段階的に整備する考え方を構築することも考えられる。

・人口が減り、高齢化社会になっていく中で道路があってもしょうがない。

・都市計画道路3・3・15号線は、東京女子体育大学のグラウンドを貫く計画になっているようだが大学側との協議はどうなっているのか？

市：当該都市計画道路は矢川上区画整理事業により築造することとなり、現在事業化の見込みがないため、話し合いは行っていない。

・今回の基本計画の見直しは、市民に意見を聞きながら50年も前に決定された都市計画道路の計画を見直すのではなく、実行していくという前提は変わらないか？

市：都市計画決定されているということの基本として整備計画を作成するため、都市計画決定された道路は事業化に向けた取り組みを進めるようになる。

- ・市民の要望で都市計画道路の整備をやめるという可能性はあるか？

市：都市計画法の改正により市民からの提案制度が設けられた。提案にはある一定の同意を取るなどのルールがある。しかし、都市計画道路は、広域的な道路で指定されているので、廃止というよりは、「他の道路が整備され、当該路線がなくなったので見直す」というということはあるかもしれない。実務的には都市計画課で取り扱っている。

- ・矢川上アパートに都市計画道路の整備を反対する看板が掲げられているが、局地的な説明会を実施するのか？

市：今回の説明会は事業実施の説明会ではないので、特定の地域に対する説明会は考えていない。

- ・農地を賃貸借して道路を造ることはできないのか？

市：道路用地は取得が基本である。

- ・最近測量作業を行っていたので、都市計画道路3・3・15号線の設計は完了しているのではないか？

市：道路の基準点の設置のための測量作業を行ったものと思う。都市計画道路3・3・15号線の設計は行っていないと思う。

【土地区画整理事業について】

- ・土地区画整理事業と言っても矢川駅南口や谷保駅南口は多くの宅地が貼り付いている状況であり、城山南は減歩が非常に多いと聞いた。

市：都市基盤整備には、道路整備や土地区画整理事業があるが、都市計画道路の用地買収では、買収されるとそこに住むことはできなくなって他の地区に移転したり、買収対象でない後背地の人が道路に面することになったりする。

土地区画整理事業は、地権者により、道路や公園を造る用地と、事業費を捻出するための第三者への売却する用地を、減歩ということを生み出す方法である。また土地区画整理事業区域の地権者は多少の位置の変更は生じるが、その区域内に住み続けることができるという特徴がある。国立市ではこれまで5地区で民間の土地区画整理事業が実施されており、地権者の中で減歩率などいろいろ話し合われて実施されている。

- ・土地区画整理事業では、自分の土地がどうなるのか、他の人の土地がどうなるかを公表してもらえないと聞いたがそうなのか？

市：土地区画整理法では、組合を設立した後でなければ換地計画を作れないため、組合ができる前に自分の土地が将来どうなるのかはわからない状況である。換地計画後には、個々に公表することとなるが、他人の土地までの公表を行っているかどうかは民間での事業のため掌握していない。

【保全について】

- ・富士見台四丁目地区には南武線以北の農地があり、この農地をどう維持していくかが課題であると思う。市民も協力して畑としての公園という形にできないか？富士見台四丁目地区の畑では、具体的な話は出ていないのか？富士見台四丁目地区の畑は非常に貴重だと思うので残していけないか？

市：市民農園等に関しては検討課題ではあるのでこれから検討していく。

- ・富士見台四丁目の畑を残してほしい。コミュニティにも役立つし場所もよい。何かしらの方策をもって市民につなげていければよいと思う。

市：今年6月議会で「21世紀に向けて、国立市の都市農業を守り活かし、未来へつなげるまちづくり決議」が決議され、この南部地域整備基本計画を策定する上でも重く受け止めている。しかし、保全と言っても農地は個人の土地であるので相続の問題など様々な検討が必要と考えている。

【その他】

- ・他会場の参加者数や質問内容はどんな様子か？

市：他会場では、これまでのまちづくりの成果のこと、実現性のこと、地域における具体的な課題、の3点についてのご意見が多い。

以上